

## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月13日

【会社名】 山田コンサルティンググループ株式会社

【英訳名】 YAMADA Consulting Group Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 増田 慶作

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館

【縦覧に供する場所】 山田コンサルティンググループ株式会社大阪支店  
(大阪市中央区北浜三丁目6番22号 淀屋橋ステーションワン)  
山田コンサルティンググループ株式会社名古屋支店  
(名古屋市中村区名駅一丁目1番3号 JRゲートタワー)  
山田コンサルティンググループ株式会社神戸支店  
(神戸市中央区加納町四丁目2番1号 神戸三宮阪急ビル)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長増田慶作は、当社の第37期中（自2025年4月1日 至2025年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。